

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮津市長 城崎 雅文

市町村名 (市町村コード)	宮津市 (26205)
地域名 (地域内農業集落名)	養老地区 (田原、大島、岩ヶ鼻、外垣、長江、里波見、中波見、梅ヶ谷、奥波見)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

養老地域は多くが中山間地域で、勾配のあるほ場も多い。現在、各集落ごとではあるが、地域内外で連携した作業委託や、耕作が行われている。

しかし、担い手不足は深刻で、今後数年の間に80歳以上の耕作者が増加する見込みであり、規模拡大を見込む経営体は少数であることから、担い手確保が急務である。地域のさらなる協力活動が必要となってくるほか、多くの農家が「後継者の候補はいるが継承未定」と考えており、こうした農家の次世代が営農に取り組みやすい環境づくりが重要な課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間、多面的交付金等を有効活用し、他集落との更なる連携を行うため広域化も視野に取組を検討する。また、新規就農者など地域内外より新たな担い手確保対策を早急に行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	9.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、現在耕作していない農地は非農地判断を進め、守るべき農地を明確化する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地元地権者を優先的に、農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を把握、調整し段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道、水路等の農業施設の維持管理を、集落全体で進められるよう検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵の設置、維持管理を行うとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内での捕獲人材の確保・育成を進める。
- ⑦ 林地隣接地の保全管理を行い、草刈り等集落全体での作業が出来るよう検討する。
- ⑩ 移住者、農業インターン等を行い、新規就農者の受入れ体制を構築し、さらなる担い手確保を進める。